

石川県高等学校体育連盟 表彰規定

第1条 この規定は、石川県高等学校体育連盟(以下本連盟という)の向上、発展のために尽力し、その功績が顕著である者を表彰することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、選考委員会(以下委員会という)を設ける。

第3条 委員会は、本連盟の会長、副会長および常任理事をもって、構成する。

第4条 委員会は、各学校、各専門部および本連盟より、推薦を受けた者について審議し、選考する。

第5条 委員会において推薦された者については、評議員会において決定する。

第6条 表彰の対象として推薦される者は、次のいずれかの項に該当するものとする。

- 1 本連盟の向上、発展のために尽力し、特に著しい功績のあった者
 - (1) 本連盟の役員として、10年以上務め、その任を離れた者
 - (2) 前項以外で、委員会が特に功績があると認めた者
- 2 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校種目別選抜大会および国民体育大会において、3位以上の成績を収めた個人もしくはチーム
- 3 指導者として、第2項に該当する選手もしくはチームを育成した者、および特に著しい功績のあった者

第7条 本規定の改正は、評議員会の承認を得るものとする。

第8条 この規定は、昭和61年度より施行する。

昭和61年10月1日

石川県高等学校体育連盟